

「日経 ID 利用規約」の変更

(下線部分が変更箇所)

変更前	変更後
<p>第 15 条 電子版登録会員</p> <p>1. 利用者は、個別サービスの一つである、日本経済新聞社が提供するパソコン等向けの情報サービス「日本経済新聞 電子版」(以下「<u>電子版</u>」といいます)について、<u>電子版の所定の画面から申し込むことにより、電子版登録会員(以下「登録会員」といいます)になることができます。</u></p> <p>2. <u>登録会員は、電子版の一部のサービスを利用することができます。</u></p> <p>第 20 条 本規約の変更</p> <p>1. <u>日経は、自らが必要と判断した場合、利用者の承諾を得ることなく、随時本規約を追加、変更または削除(以下、本条において「<u>変更</u>」といいます)することがあり、利用者は、日経が本規約を変更することおよび本サービスの利用条件等が変更後の本規約によることを了承するものとします。</u></p> <p>2. <u>日経は、前項の変更を行う場合には、変更後の本規約の内容を、第 19 条(利用者への通知)第 1 項の規定に基づき、本サービス上での掲載またはメールなど、その他日経が適当と判断する方法によって、事前に利用者に通知します。</u></p> <p>3. <u>本規約の変更後の内容は、日経が別途定める場合を除いて、本サービス上に掲載またはメールの送信がなされた時点か</u></p>	<p>第 15 条 電子版無料会員</p> <p>1. 利用者は、個別サービスの一つである、日本経済新聞社が提供するパソコン等向けの情報サービス「日本経済新聞 電子版」(以下「<u>電子版</u>」といいます)について、<u>電子版の所定の画面から申し込むことにより、電子版無料会員(以下「無料会員」といいます)になることができます。</u></p> <p>2. <u>無料会員は、電子版の一部のサービスを利用することができます。</u></p> <p>第 20 条 本規約の変更</p> <p>1. <u>日経は、①利用者の一般の利益に適合する場合の他、②本規約の変更が利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更内容の相当性など諸般の事情に照らして合理的なものである場合には、利用者の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更することができます。</u></p> <p>2. <u>日経は、本規約を変更する場合、利用者に対して変更後の内容および効力発生日を周知します。</u></p>

ら効力を生じるものとします。

第 30 条 免責および損害賠償

1 (日経の免責)

本サービスに関する日経の利用者に対する責任は、利用者が支障なく本サービスを利用できるよう善良なる管理者の注意をもって本サービスを運営することに限り、日経は、以下の各号に定める事項について、日経に故意または重大な過失がある場合を除き、いかなる責任も負わず、また、損害賠償義務も一切負いません。

- (1) 本サービスの利用に起因し、またはこれに関連して発生した利用者もしくはその他の第三者の損害(利用者および他者の間で生じたトラブルに起因する損害も含みます)、および本サービスを利用できなかったことにより発生した利用者またはその他の第三者の損害(本項において、以下に具体的に定める損害を含み、これらに限りません)
- (2) 本規約の規定にしたがって日経が行った行為の結果
- (3) 本サービスを提供するシステムの障害・故障、トラブル、停電など、および通信回線の異常など日経の予測を超えた不可抗力、または2) システムの障害などにより個人認証情報、個人情報その他の利用者に関するデータ等の消失または紛失、およびこれにより発生した損害
- (4) 本サービスの変更等に伴って利用者が負担した一切の費用(電話代、プロバイダーとの契約等に基づく費用をいいますが、それに限りません)についての支払いの義務
- (5) プログラムのインストール作業に伴う不具合など、本サービスを利用するにあたり発生し得る不具合

第 30 条 免責および損害賠償

1 (日経の責任)

日経は、日経の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合、次の損害について賠償責任を負います。

- (1) 日経に故意または重大な過失がある場合、利用者が被った相当因果関係の範囲内にある損害。
- (2) 日経に故意または重大な過失がない場合、利用者が被った損害のうち逸失利益を除く通常損害。なお、当該損害が有料の個別サービスに起因する場合にはそのサービス利用料(継続的なサービスにおいては1カ月分の利用料)を超えないものとします。

(6) 本サービスの内容が変更、停止または中止（終了）された場合、これに起因して生じた利用者または第三者が被った損害

2. ～ 9. (略)

10 日経は、本条の規定にもかかわらず、強行法規、裁判所の確定判決等により本規約に規定する日経の免責が認められない場合、および日経に故意または重大な過失がある場合、利用者の被った通常かつ直接の損害に限り賠償をする責任を負います。

(2009年2月6日制定)
(2010年3月1日改定)
(2012年5月1日改定)
(2014年1月10日改定)
(2014年12月1日改定)
(2015年4月1日改定)
(2015年7月1日改定)
(2017年11月1日改定)
(2018年11月19日改定)

2. ～ 9. (略)

削除

(2009年2月6日制定)
(2010年3月1日改定)
(2012年5月1日改定)
(2014年1月10日改定)
(2014年12月1日改定)
(2015年4月1日改定)
(2015年7月1日改定)
(2017年11月1日改定)
(2018年11月19日改定)
(2020年3月31日改定)